

公立沖縄北部医療センター
負担金検討部会の設置について

令和8年3月26日協議会
公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局
(沖縄県医療政策課)

公立沖縄北部医療センター収支スキーム（イメージ）

組合構成団体
(県+北部12市町村)

沖縄県北部医療組合

沖縄県北部医療財団

(歳入予算)

(歳出予算)

(収入予算)

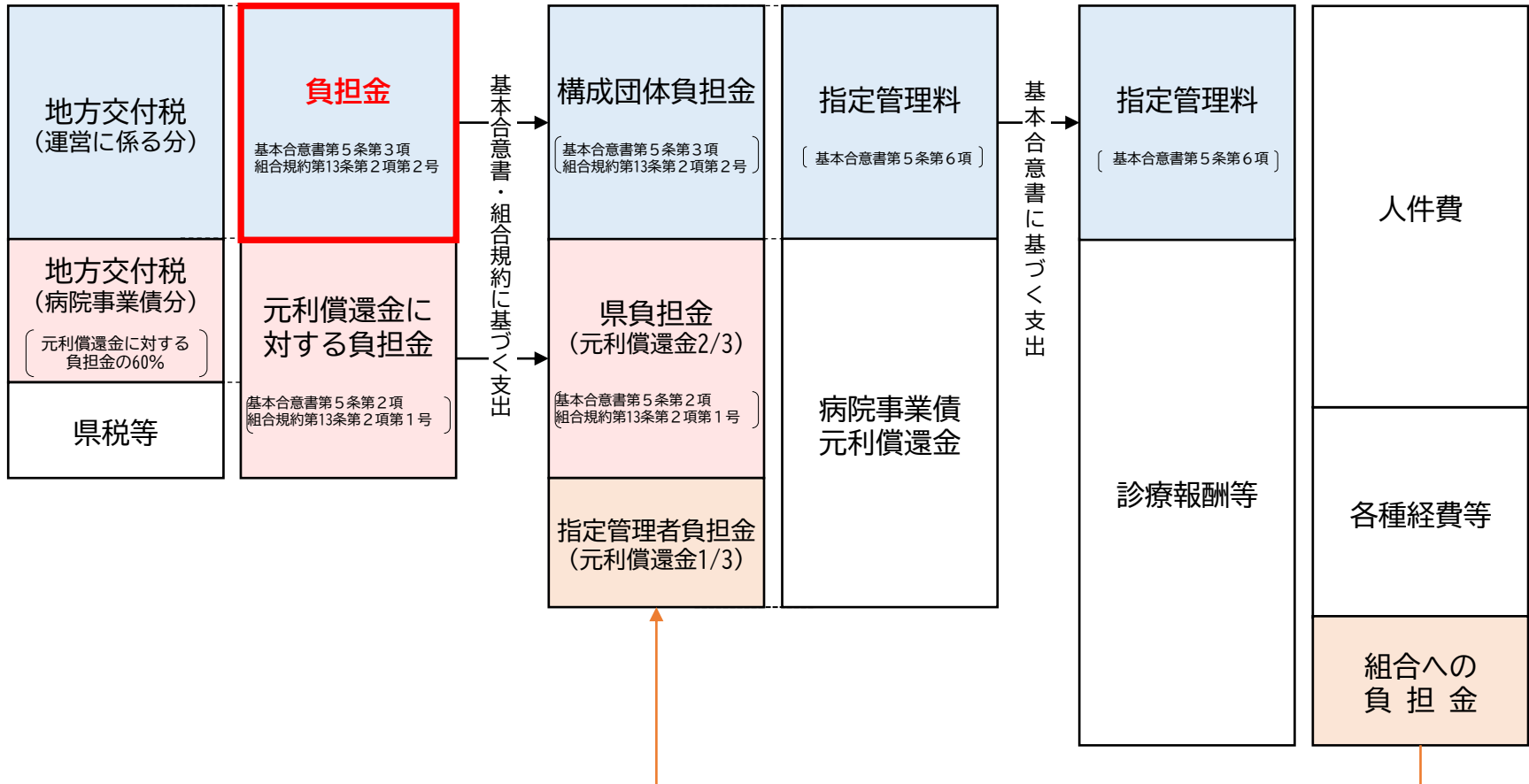
(支出予算)

(収入)

(支出)

県+北部12市町村負担

県のみ負担



公立沖縄北部医療センターに係る構成団体の負担について（根拠規定）

○北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書（令和2年7月28日合意）（抄）

（県及び市町村の財政負担）

第5条 県及び北部12市町村は、北部医療センターの整備費用、組合への負担金並びに財団への財産の拠出及び指定管理料についてそれぞれ負担するものとし、その負担の内容については次項から第6項までの規定に基づき協議会において協議の上決定するものとする。

2 北部医療センターの整備費用に対する北部12市町村の負担は、市町村の一般財源に影響を与えない方法で行うものとする。なお、整備費用に係る借入金の償還に対する支援は、県が行うものとする。

3 県及び北部12市町村の組合への負担金は、病院及び診療所を運営することにより交付される地方交付税の相当額とする。ただし、当該相当額だけで不足する場合は、当該不足額は県が負担するものとする。

4・5 （略）

6 組合が財団に支出する指定管理料は、第3項の負担金をもって充てるものとする。

○沖縄県北部医療組合同約（令和5年3月3日総行市第21号）（抄）

（経費の支弁方法）

第13条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入、補助金、地方債、関係地方公共団体からの負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は次の各号のとおり定めるものとする。

(1) 北部医療センターの整備費用に係る借入金の償還に対する支援に要する経費は、県が負担する。

(2) 関係地方公共団体は、北部医療センター及び附属診療所の運営に要する経費に充てるため、当該経費について措置される地方交付税の相当額を負担する。ただし、当該相当額で不足する場合は、不足額は県が負担するものとする。

3 前項の負担金の額は、組合が関係地方公共団体と協議して定める。

【報告事項】負担金検討部会の設置について

- 令和10年度の開院に向け、「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書」及び「沖縄県北部医療組合規約」に定める負担金の具体的な取扱いについて、関係団体間で議論を行う場として「負担金検討部会」を設置し、令和8年度から議論を開始
- 部会の構成員は、公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会運営要領第5条第4項に基づき、幹事長が選任
- 令和10年度予算に反映させるため、令和9年6月頃までに結論を得て、幹事会にその内容を報告

部会	協議項目（検討させる専門的事項）
負担金検討部会	公立沖縄北部医療センターの運営費に充てる負担金の取扱いに関すること （北部基幹病院の基本的枠組み合意書第5条第3項、沖縄県北部医療組合規約第13条第2項第2号関係）

	委員	構成団体	備考
1	部会長	沖縄県保健医療介護部	医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長を想定
2	委員	北部12市町村	担当課長を想定（財政担当課も同席）
3	委員	沖縄県北部医療組合	事務局長を想定

○公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会運営要領（令和2年8月26日決定）（抄）

（部会の設置）

第5条 幹事会に、その円滑な運営のため、幹事会の協議及び調整に係る事項を専門的に検討させる部会を設置することができる。

2 部会で検討させる事項は、幹事会で決定し、幹事長が部会に付託する。

3 各部会には、部会長を置く。

4 各部会の構成員及び部会長は、幹事長が選任する。

構成団体負担金における金額の規模について（仮試算）

（仮試算条件）

- ・規模感を示すため、令和7年度における地方交付税算定額をベースに仮試算
- ・公立沖縄北部医療センターの病床数は450床全て稼働と想定
- ・附属診療所は伊平屋診療所と伊是名診療所の2診療所を想定（他の診療所は今後の議論を踏まえ検討）
- ・実費に係る基準額のうち医師等派遣受入経費分及び災害備蓄分については県立北部病院の実績額とし、院内保育所分については県立南部医療センターの実績額で想定

○地方交付税相当額（仮試算）

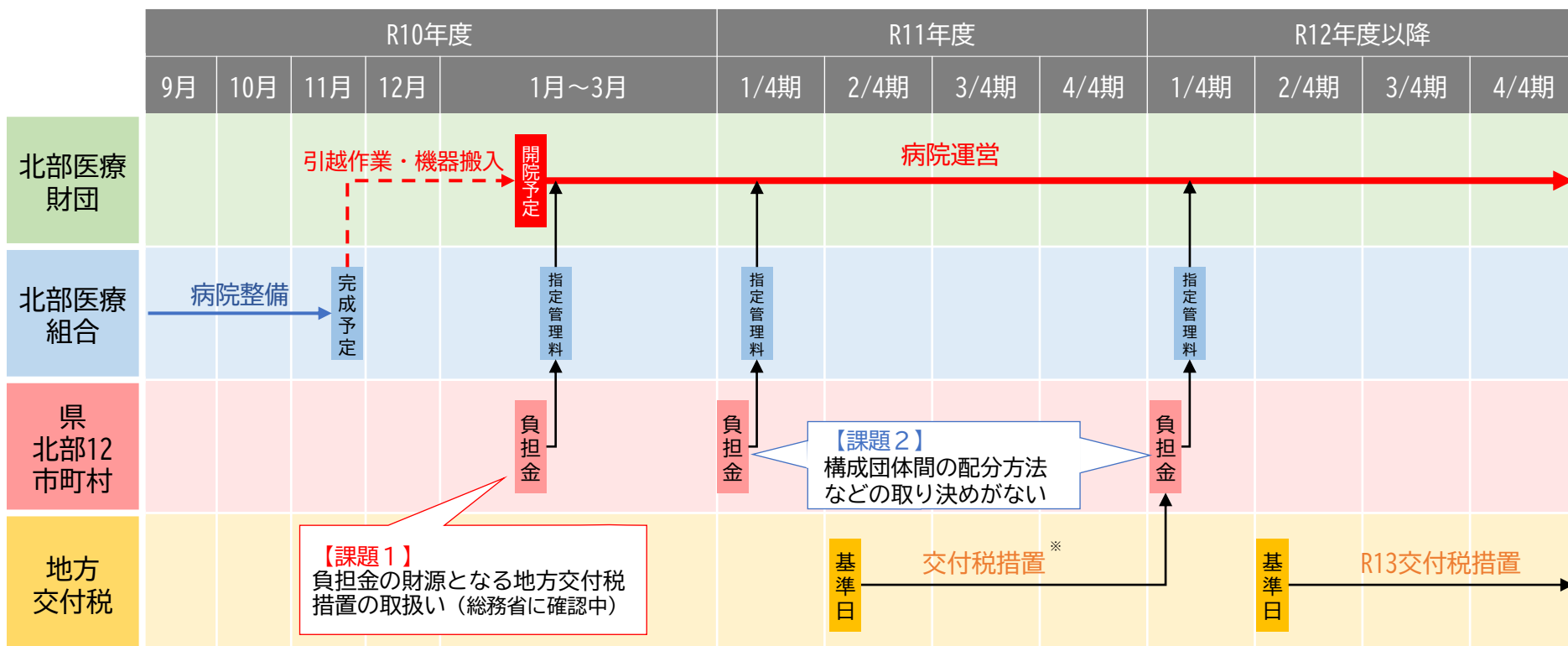
（千円）

区分		公立沖縄北部医療センター必要額	備考
普通交付税	病床割	342,000	
	救急告示病院分	89,580	
	救命救急センター	189,932	交付税措置は県のみが対象
	診療所	1,420	伊平屋診療所、伊是名診療所の2診療所を想定
特別交付税	不採算地区中核病院	676	
	小児救急病院	10,514	
	周産期第1種	39,564	
	周産期第3種	20,910	
	小児病床	47,970	
	感染症病床	8,502	
	医師等派遣受入経費	1,274	R6県立北部病院実績
	災害備蓄	14,114	R6県立北部病院実績
	院内保育所	13,019	R6県立南部医療センター実績
計		779,475	

公立沖縄北部医療センターの負担金に係る主な課題について

- 基本合意書及び組合規約において、財団への指定管理料の原資となる組合への運営費に係る負担金は、地方交付税相当額とされている
- 一方で、病院事業に係る地方交付税は、前年度の7月1日を基準日としていることから、令和10年度の公立沖縄北部医療センターに対する地方交付税措置の取扱いについて総務省に確認中（課題1）
- 加えて、令和12年度目以降については地方交付税措置されるところ、構成団体間の配分方法などについての取り決めがないことから、その取扱いについて検討が必要（課題2）

【負担金に係る想定スケジュール（イメージ）】 ※開院予定時期は新築工事の工期から想定



※ 交付税措置については、正確には7月に普通交付税が、12月及び3月に特別交付税がそれぞれ措置される

負担金検討部会における想定スケジュール（案）

